

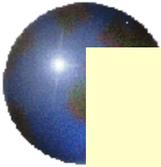


## 議題2

# 事業体の課税上の取扱いと 租税条約適用

研究部教育官 居波邦泰





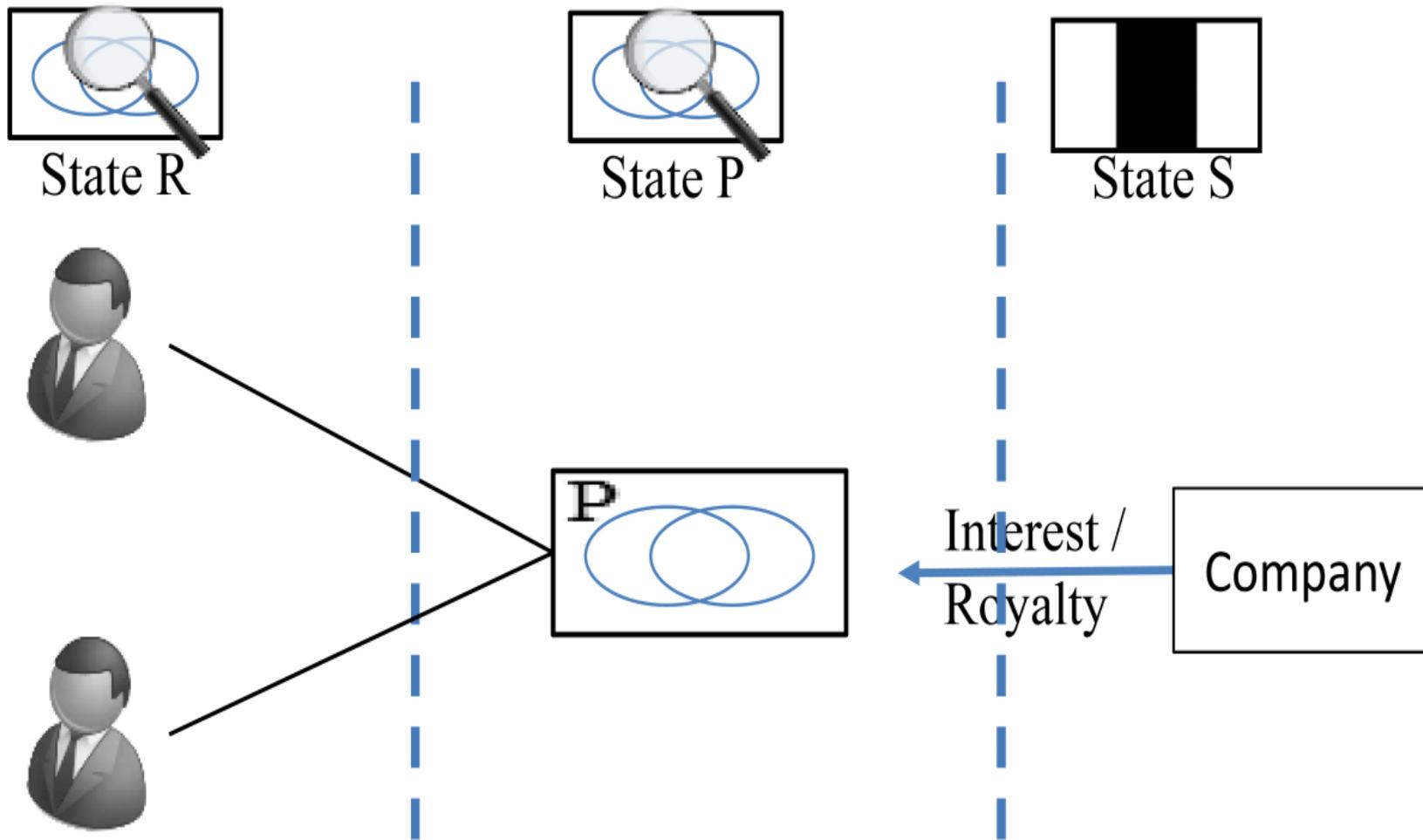
## テーマのポイント

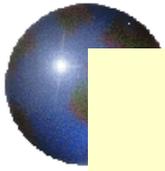
- ❖ 多国籍企業グループでは、関連者間で国際取引を行うときに、パートナーシップ形態の事業体を設立することがよく見受けられる。
- ❖ 我が国の任意組合や米国のLPS等のパートナーシップは、一般的に、パートナーシップの段階では課税がされずパートナーの段階で課税がなされることから、課税上「透明 (transparent)」であるとされる。
- ❖ この取扱いは各国の税法によって異なることがあり、同一のパートナーシップが、ある国からは透明であっても、別の国からは「不透明 (opaque)」であるということがあり得る。

## テーマのポイント(続き)

- ❖ パートナーシップを含むこのような性質の事業体は「ハイブリッド事業体」ともいわれ、租税条約ではその特典の付与に関して、各国の「事業体の認定」の取扱いを組み合わせることで、国際的な二重課税や二重非課税が生じることが認められている。
- ❖ このような、「事業体の認定の衝突 (conflicts of qualification)」に対しては、1999年にOECDからパートナーシップ報告書が公表されてはいるが、問題の完全な解決には至っていない。
- ❖ 本セッションは、この「事業体の認定の衝突」に対して、最近のBEPSにおける議論も踏まえ、その対処策について検討を行ったものである。

# 1. 「事業体の認定の衝突」の事例





## 2. 対処策としての6つのアプローチ

- ① アプローチ1 – 「従来の」OECDパートナーシップ報告書
  - ② アプローチ2 – 純粹源泉地国アプローチ
  - ③ アプローチ3 – 韓国の判例：修正源泉地国アプローチ
  - ④ アプローチ4 – インドの経験：OECDパートナーシップ  
報告書の留保
- 
- ⑤ アプローチ5 – OECD / G20 BEPS報告書アプローチ
  - ⑥ アプローチ6 – テーラーメイド二国間条約ソリューション

## ① アプローチ1 –

### 「従来の」OECDパートナーシップ報告書

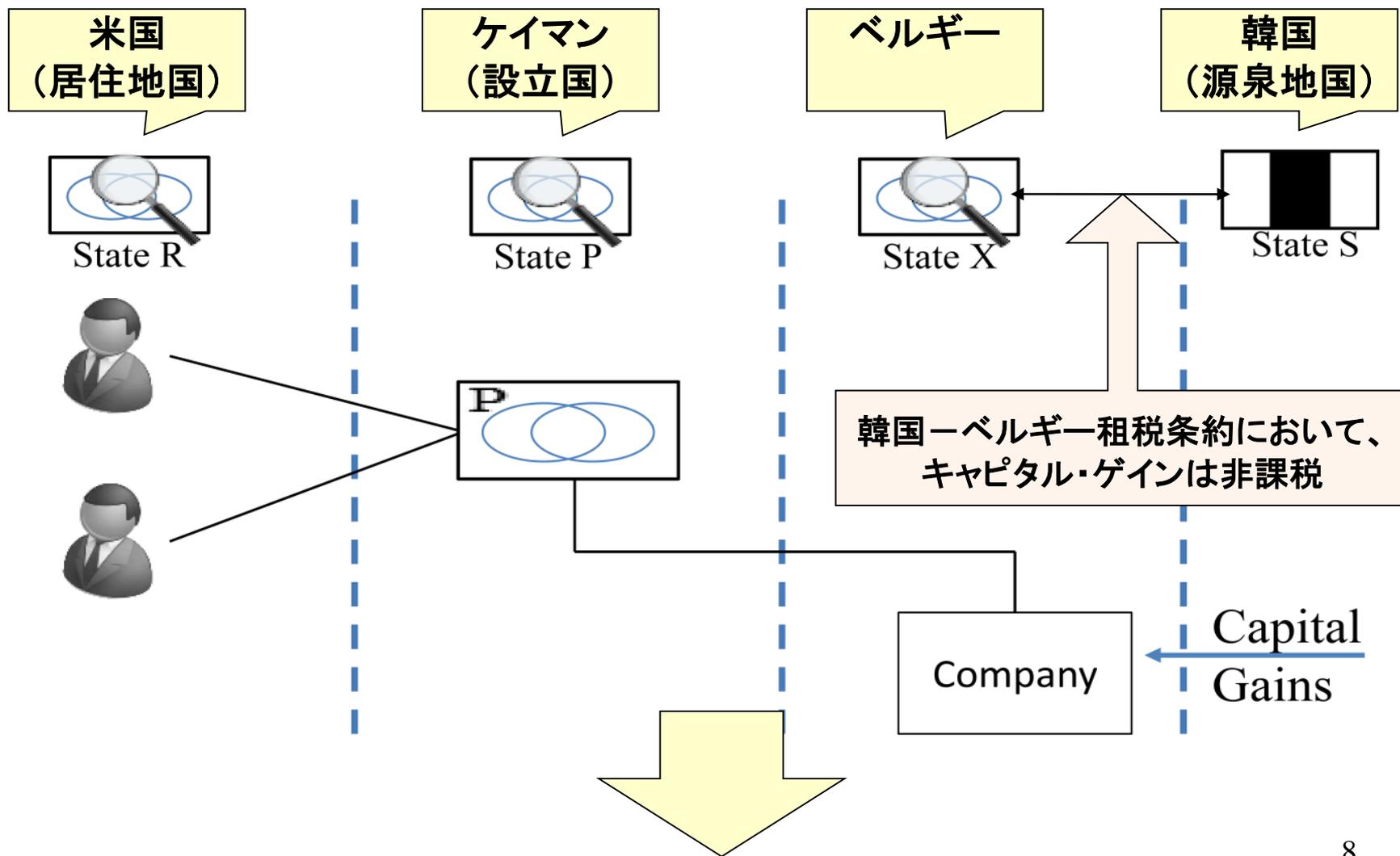
- ❖ OECDパートナーシップ報告書のアプローチでは、本質的に、事業体が設立された国の税法の目的に沿った方法で、事業体が認定されることを推奨している。
- ❖ パートナーシップの所得が、パートナーに割り当てられるシナリオでは、パートナーの居住地国で課税されるべきであり、加えて、パートナーが租税条約の特典を受け取る権利を得るべき。
- ❖ 上記事例では、R-S租税条約が適用され、特典はパートナーに付与される。

## ② アプローチ2 -

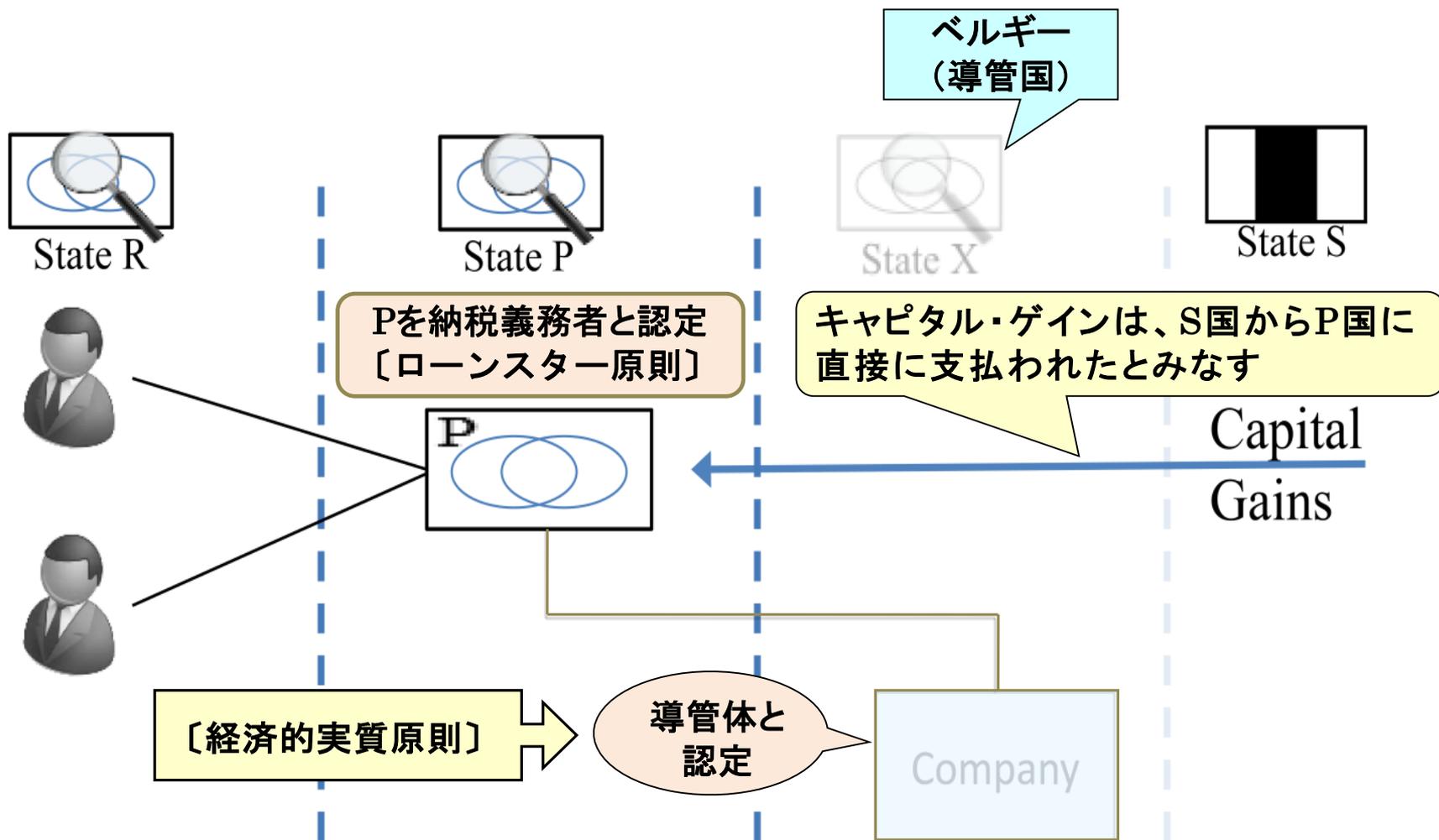
### 純粹源泉地国アプローチ

- ❖ 純粹源泉地国アプローチでは、ハイブリッド事業体は、源泉地国自体の国内税法に忠実に従うことによって、純粹に源泉地国によって租税条約上の認定がなされるとしている。
- ❖ これは、二重課税又は二重非課税のいずれかを引き起こす状況に対しては影響されやすい(これらを回避するための有効な手段とは言えない)。
- ❖ 上記事例では、P-S租税条約が適用され、特典はパートナーシップに付与される。

# ③ アプローチ3 - 韓国の判例： 修正源泉地国アプローチ



# ③ アプローチ3 - 韓国の判例： 修正源泉地国アプローチ



## ④ アプローチ4 – インドの経験： OECDパートナーシップ報告書の留保

- ❖ インドのポジションは、OECDパートナーシップ報告書の勧告を採用し、租税条約の特典はパートナーシップそれ自体には付与されるべきでないというもの。
- ❖ インドのパネルは、OECDパートナーシップ報告書が政策判断で押し進められたというLang教授らジェネラル・レポーターの批判に強く同意。
- ❖ 問題を解決するために司法による創造的な解釈を必要とするという限りにおいて、OECDパートナーシップ報告書には根本的な欠陥があるとみなした。
- ❖ 彼は、インドにおける裁判所の見解が、完全に整合性のないものであることを説明した。

## ⑤ アプローチ5 –

### OECD / G20 BEPS報告書アプローチ

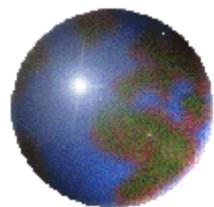
- ❖ 2014年9月のBEPSの行動計画2のデリバラブルのPRAT2において、OECD モデル租税条約の改訂案として第1条(2)に規定されたもの。
- ❖ その特徴として、①この対象は、パートナーシップである事業体に限定はされず、「完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメント」となっている。
- ❖ ②これまでのOECDパートナーシップ報告書の取扱いとしての居住地国課税の優先を踏襲したものである。

⇒ 執行上の問題にはどう対処するのか？

## ⑥ アプローチ6 –

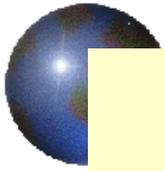
### テーラーメイド二国間条約ソリューション

- ❖ 租税条約は2つの締約国との間の徹底的な交渉（遣り取り）の結果であり、それはさまざまなモチベーションの産物である。
- ❖ 多国間ベース条約上で第1条(2)が採用されるなら、それは多国間での合意に関して非常に困難な問題を引き起こすもの。
- ❖ そこで、二国間交渉により「事業体の認定の衝突」を個別に取り扱うことで問題を解決する二国間アプローチが提案され、そうであれば、二国間交渉の持つ効果でその二国間の事情等に適応させた（仕立て上げた）解決ができるとした。



# セミナーE: IFA/OECD BEPSへの取組みの進捗と行動6 〔租税条約濫用の防止〕





## テーマのポイント

- ❖ OECDを中心に進められているBEPSへの取組みは、2014年9月に、15の行動計画のうち7つの行動計画に対して、〔2014 Deliverables〕という成果物（勧告等）が公表された。
- ❖ 本セッションでは、前半で6つの〔Deliverables〕をベースに、現状のBEPSへの取組みのポイント及び今後のフォローアップについて説明がなされた。
- ❖ 後半で、行動6〔租税条約濫用の防止〕について、その勧告の内容（OECDモデル条約の改訂及びそのコメンタリーの内容等）に関してかなり詳しい説明がなされ、具体的な事例を用いてその妥当性等をも含めた意見等が述べられた。

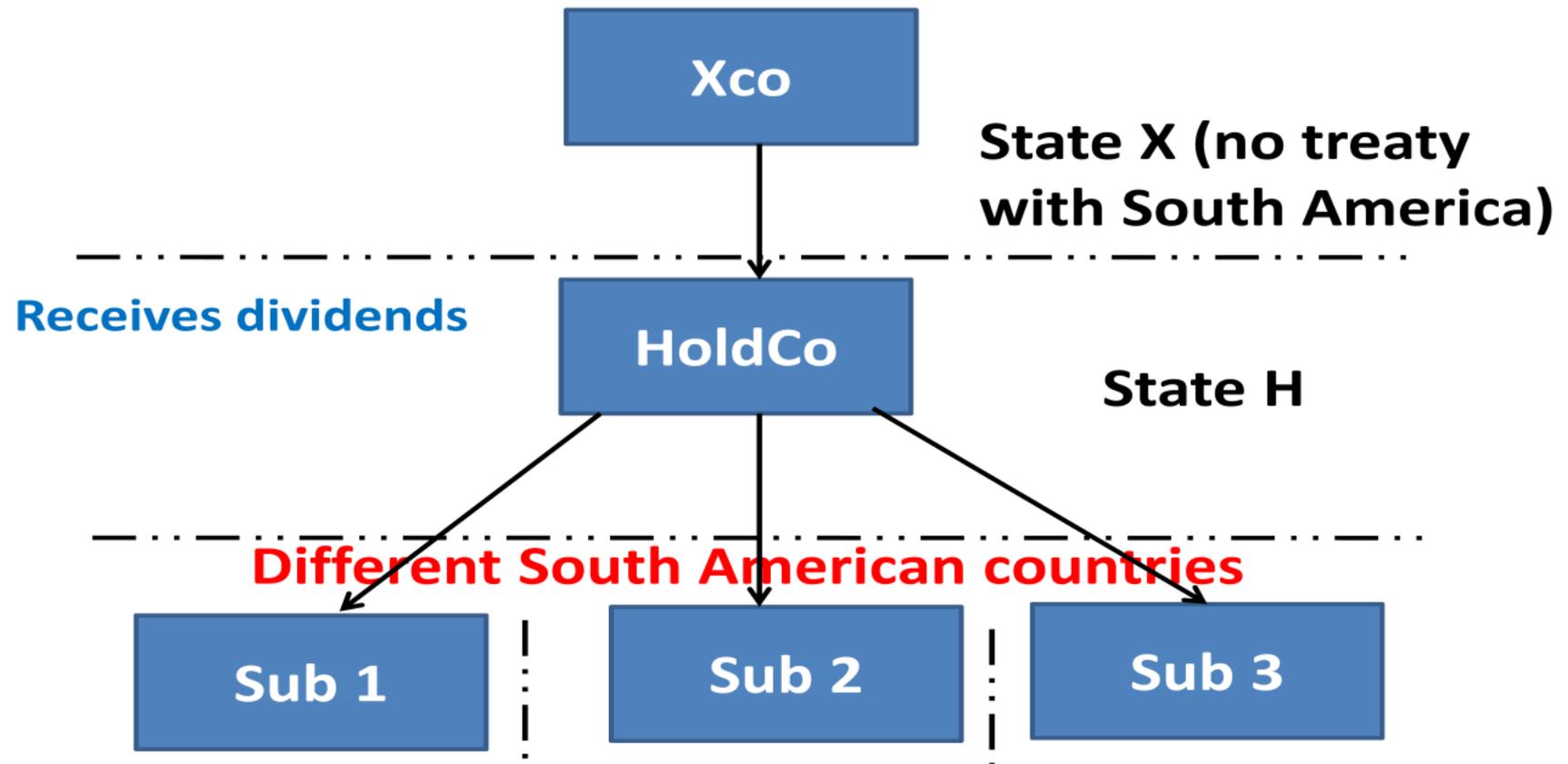
# 1. 行動6の勧告内容の特徴

- ❖ 租税条約に国際的二重非課税の意図のないことの明確化のために、その前文(Preamble)に「二重非課税の機会を生じさせず」と明記。
- ❖ 「租税特典制限(LOB)ルール」を導入。
- ❖ 「主要目的テスト(PPT)ルール」を導入。
- ❖ 「第三国の恒久的施設(PE)に係る新たな濫用防止ルール」の導入。
- ❖ 租税条約の規定と国内否認規定との関係を明らかにするために「セービング・クローズ」の導入。

## 2. LOB及びPPTルールを踏まえた事例①

〔事例1：地域統括会社〕

Example 1: Regional holding company



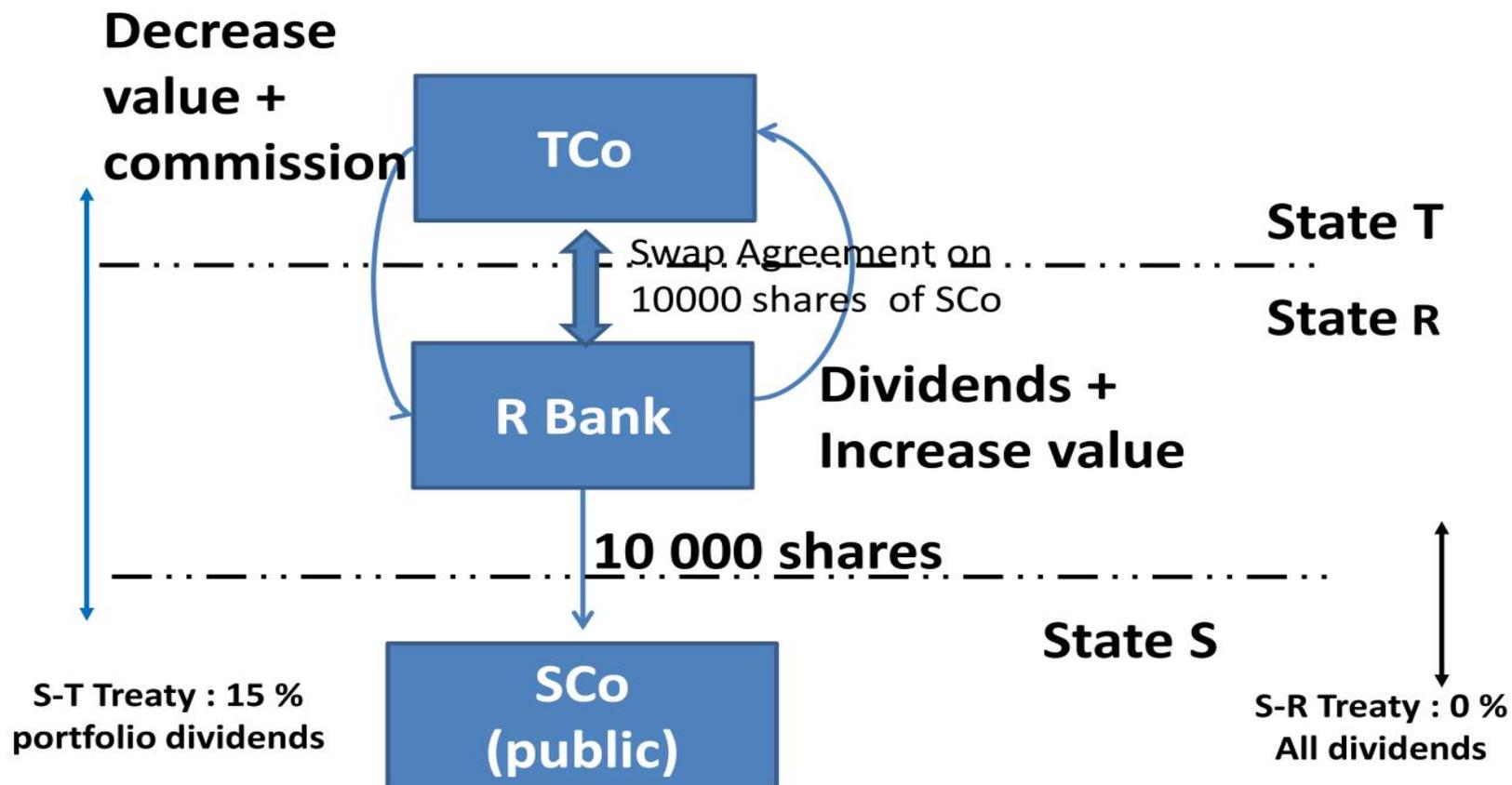
## 〔事例1〕に対する意見

- Hold社にどの程度の実質 (substance) が備わっていれば、租税条約は認められるのか
  - ・ 必要とされる実質的な機能は何か; どうであればシェル・カンパニーではないのか?
  - ・ 最小限必要な従業員数は?
  - ・ 最小限必要な資本金の額は?
  - ・ 他の事業目的は必要なのか?
  - ・ ケース・バイ・ケースで判断されるのか?
- PPTルールにおいて、「主要目的のひとつ」と「唯一の目的」との違いはなにか
- 「実質 (substance)」の典型的なチェックリストとは
- LOBルールの下で、又は、PPTルールの下で、「実質 (substance)」は論証できるのか

### 3. LOB及びPPTルールを踏まえた事例②

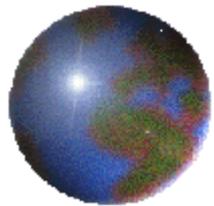
〔事例2：トータル・リターン・スワップ〕

#### Example 2: Total Return Swap



## 〔事例2〕に対する意見

- LOBルールは、このようなケースに対しては適用されないはずである。
- それでは、新たなPPTルールの適用については、どのように考えるのか？
  - 同様のことは、バック・トゥ・バック・ローンでも生じることである。
  - 「経済的な導管体」をどう考えるのか。
- トータル・リターン・スワップを事業活動のなかで締結している場合はどうなのか？
- 銀行が、相当の数のクライアントと同様な契約をしている場合はどうなのか？



# セミナーJ: IFA/EU BEPS取組みのEU法への影響





## テーマのポイント

- ❖ EUは、2012年12月に「EUの租税不正及び脱税に対する34のアクションプラン」を公表し、これによりEU域内での取組みを、2013年7月のOECD BEPS行動計画と合わせて進めてきている。
- ❖ OECDは2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次の成果物(Deliverables)を公表したわけであるが、EUとしては、これまでのEUでの取組との整合性等を考慮して、今後、OECDからの勧告に応じた制度改正等を行っていくものと思われる。
- ❖ 本セッションでは、EU統一というEUのスタンスからのBEPSへの対応が示されたものといえる。

# 全体的スタンスと討議のポイント

## 〔全体的スタンス〕

- ❖ OECDのBEPSの結論が、EU法と調和するものなのか、EUの法的な枠組みが広範なBEPSの目的と整合性がとれるのかについては検討を要する。

## 〔本セッションの討議のポイント〕

- ❖ CFCルール
- ❖ 有害税制への対応
- ❖ 租税条約／EU指令への濫用
- ❖ ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

## ビジネスからの要望

- ❁ ビジネスはBEPSへの取組みを支持するものの、ビジネスの観点からは、経済が成長し、好景気であり、そして、雇用が確保されることを望み、当該取組みに対し、以下についての確保を要求する。
  - 「確実性(Certainty)」
  - 「予見性／一貫性(Predictability/consistency)」
  - 「安定性(Stability)」及び
  - 「相応性(Proportionality)」

# 1. CFCルール

- ❖ CFCルールについては、以下の指摘がなされた。
  - BEPS行動3の下での勧告は、経済実質に合った課税への再調整という、BEPSのコア原則と合致したものであるべきであり、それを越えるべきではない。
  - BEPS行動3の下での勧告は、資本輸入の中立性(CEN)のみではなく、資本輸出の中立性(CIN)からも受け入れられるものであるべきである。
  - これらの理由から、「関連性／実質性ベース・アプローチ」(CFCの事業活動とリンクしない所得をピックアップするもの)が望ましい。
  - 一方で、利益繰延防止メカニズムは適切ではない。
  - EUコミッションとしては、これまでのECJ判例の結論と整合的であることを重要視するであろう。

## 2. 有害税制への対応

- 有害税制へのBEPSの観点からの問題点としては、「パテント・ボックス」制度 (IP box regime) があり、次のことが指摘された。
  - すべてのEU加盟国は、2014年末までに「行動規範クライテリア (Code of Conduct criteria : CoC) の下で、各国の「パテント・ボックス」制度の検討をすることが説明された。
  - OECDの有害税制フォーラムは、「修正ネクサスアプローチ (Modified Nexus approach) 」を新たなルールとして提案しており、これはパテント等の開発に費やされたR&D支出 (R&D expenditure) の発生場所をベースにしてパテントの帰属を判定するアプローチである。

## 2. 有害税制への対応(続き)

- ⊕ 国家援助(State aid)との関係
  - EU競争法における「国家援助」は、単に国家が資金を与えるだけではなく、低い利子での融資、企業の負債の保証、国が経済的な利益を企業に差別的に与えることを意味している。
  - この国家援助については、EUコミッションが許可権限を有しており、許可を得ていないすべての国家援助は違法とされる。
  - 違法とされたものは、既に援助が行われたものについて、払い戻すことが要求される。

### 3. 租税条約／EU指令への濫用

#### ⊕ OECDのBEPS行動6とEU法との関係

- 2014年9月16日に公表のOECDのBEPS行動6〔租税条約濫用の防止〕の勧告文書では、新たにOECDモデル租税条約に「LOB条項」及び「PPTルール」を導入することとされたが、このなかで「LOB条項」についてはEU法の観点（手続上の障碍となる）から検討を要するのではないか。
- パネルからは、BEPSの行動計画は、濫用行為への対応手段の観点から、国家主権の浸食（erosion of national sovereignty）を含意するものであるとの指摘がなされた。

## 4. ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

### ✦ EUの国際的二重非課税に対するポリシー

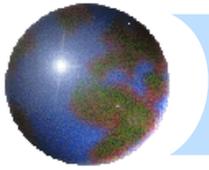
パネルからは、これについて以下の説明がなされた。

- ① ECJの判例においてダブル・ディッピングはEUの基本的自由の制約の下でも否認されること
- ② 2013年11月にEU親子会社指令の改正案が公表されたこと
- ③ EU域内においてもクロスボーダーでの課税上の性格付けと取扱いの一貫性が要求されること
- ④ 税制の差異を利用して特典を得られないよう一貫性が要求されること

## 4. ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント(続き)

### ❖ BEPS行動2 のリンキング・ルールの評価

- パネルからは、リンキング・ルールは、概念的には、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを無効化するのに最適のメカニズムであるとの評価がなされた。
- そのうえで、これはECJの判例法のダブル・ディッピングのコア・コンセプトと合致するものであるとの意見が示された。



ご清聴ありがとうございました